

## ○地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会への移行について

地域公共交通網形成計画等の策定に伴い、「地方公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、地域公共交通活性化再生法)第6条に基づく、法定協議会の設置が必要になりますことから、以下のとおり手続きを進めます。

### 1. 名称

(仮称) 江別市地域公共交通活性化協議会 (以下、活性化協議会)

### 2. 江別市地域公共交通会議(以下、公共交通会議)と活性化協議会の取扱い

<位置づけ>

- ・2者の構成員が重複することから、活性化協議会設置要綱の中で、「地域公共交通活性化再生法」と「道路運送法」の両規定に基づく組織として位置づける。

<設置要綱等>

- ・本内容に対する同意を得た後の第1回活性化協議会において提示、承認。

<任期、委嘱>

- ・現交通会議の構成員は、H29.10.14まで任期あり
  - 第1回活性化協議会開催時点で公共交通会議の委嘱は失効し、同日、新たに活性化協議会の構成員として委嘱する(任期2年予定)

<審議会に準ずる組織>

- ・交通会議は、審議会に準ずる組織となっており、原則公開となっている。
  - 移行される活性化協議会も同様の取扱いとする。

### 3. 構成員の増

- ・両計画の策定に当たり、より広範囲な知見が求められることから、地域公共交通活性化再生法第6条に規定されている構成員を増員する。

### 4. 作業部会の設置

- ・(仮称) 江別市地域公共交通活性化協議会専門委員会 (以下、専門委員会)
- ・活性化協議会の会長権限で構成員の中から選出し、専門的な調査、研究を行う。

### 5. 会議開催等スケジュール(案)

- ・6月中旬 同意書、推薦書等の提出期限
- ・7月中 第1回活性化協議会 開催 ※委嘱状交付
  - ①審議：活性化協議会の設置要綱等の提示、会長の互選  
(協議会設置要綱、必要に応じ運営規程、事務局規程等)
  - ②審議：専門委員会の設置、構成員の打診、了承

## 『イメージ図』

- ①公共交通会議は、活性化協議会に移行する。
- ②活性化協議会が中核機関となり、専門的に具体的な内容を検討する専門委員会を設置する。
- ③各種調査、研究用データを専門委員会に提供する。
- ④市の他の計画との整合性を図るため、庁内関係部会を適宜開催する。

